

資金決済に関する法律に基づく利用終了及び払戻し実施のご案内
岩多屋プレミアムiカードについて

これまでのご利用に対しまして厚く御礼申し上げます。

株式会社岩多屋が発行しております『プレミアムiカード』につきまして、令和2年10月25日(日)をもちまして、利用を終了させていただきます。

未使用残高のある『プレミアムiカード』につきましては、資金決済に関する法律第20条第1項等の規定に基づき、下記のとおり払戻しを実施いたしますので、利用終了日までに利用していただくか、以下の払戻し期間内にお申し出いただきますようお願い申し上げます。

1 ご利用終了、払戻し対象カード



2 ご利用終了日

令和2年10月25日(日)

3 払戻し期間

ご利用終了日経過の『プレミアムiカード』の残高につきましては、有効期限内のカードに限り、資金決済に関する法律第20条第1項の前払式支払手段払い戻しの規定に基づき、口座振込による払い戻しをさせていただきます。下記期間内にお申し出下さい。

令和2年10月26日(月)～令和2年12月29日(火)

*払戻し期間内にお申し出がない場合、当該払戻し手続きから除斥されますのでご注意ください。

4 お申し出及び払戻し方法

令和2年10月15日時点で残高のある方に、令和2年10月20日前後に返送用の封筒を同封し「払戻申請書」をお送りいたします。岩多屋プレミアムiカードを同封の上ご返送下さい。有効期限及び残額を確認の上、後日ご指定口座に全額振り込みます。(返信用の切手代、振込手数料は当社にて負担いたします)

尚、「払戻申請書」は、令和2年12月29日(火)消印のものまでが有効となります。

未使用残高のある岩多屋プレミアムiカードをお持ちの方で、当社から「払戻申請書」が届かない場合は、下記「お問合せ先」までご連絡下さい。

明記された個人情報、本件払戻し事項以外には使用いたしません。

お問合せ先

株式会社岩多屋 プレミアム倶楽部事務局
〒697-0022 島根県浜田市浅井町 87 番地 2
TEL:0855-22-3650 Fax:(0855)23-5843

フリーダイヤル 0120-151-518

*受付・照会時間は、午前10時00分から午後6時00分まで(水曜日は除く)

資金決済に関する法律に基づく利用終了及び払戻し実施のご案内

株式会社岩多屋発行の商品券について

平素は、ご利用いただき、厚くお礼申し上げます。

かねてより弊社でご利用いただく商品券は、浜田市共通商品券への移行を進めてまいりました。

つきましては、株式会社岩多屋発行の『商品券』は令和2年10月25日(日)をもちまして、利用を終了させていただき、資金決済に関する法律第20条第1項等の規定に基づき、岩多屋商品券の払戻しを実施させていただきます。

未使用の株式会社岩多屋発行『商品券』をお持ちのお客様は、ご利用終了日までにご利用いただくか、以下の払戻し期間内にお申し出いただきますようお願い申し上げます。

1 ご利用終了、払戻し対象商品券



2 ご利用終了日

令和2年10月25日(日)

3 払戻し期間

令和2年10月26日(月)～令和2年12月29日(火)

*上記払戻し期間に申し出がない場合、当該払戻し手続きから除斥されますのでご注意ください。

4 お申し出及び払戻し方法

株式会社岩多屋 浜田店に未使用の商品券をご持参ください。その場で現金と交換いたします。

持参できない場合は、下記「お問合せ先」までお電話ください。返送用の封筒を同封の上「払戻申請書」をお送りいたします。未使用の岩多屋発行商品券を同封の上、ご返送ください。確認の上、後日ご指定口座に全額振り込みます。(返信用の切手代、振込手数料は当社にて負担いたします)

尚、郵送での申出の場合、令和2年12月29日(火)消印のものまでが有効となります。

明記された個人情報は本件払戻し事項以外には使用いたしません。

お問合せ先

株式会社岩多屋 プレミアム倶楽部事務局

〒697-0022 島根県浜田市浅井町 87 番地 2

TEL:0855-22-3650 Fax:(0855)23-5843

フリーダイヤル 0120-151-518

*受付・照会時間は、午前10時00分から午後6時00分まで(水曜日は除く)